

# 第3次秋田県豪雪地帯対策基本計画

平成30年10月  
秋 田 県



# 第3次秋田県豪雪地帯対策基本計画の策定について

## 1 計画策定の趣旨・目的

- 本県は国内でも有数の豪雪県であり、豪雪地帯対策特別措置法に基づいて県内全域が豪雪地帯に、県土面積のほぼ半分を占める13市町村（全域または一部指定区域）が特別豪雪地帯として指定されています。
- 冬期間の降積雪は、本県の地域経済や県民生活に大きな影響を及ぼしており、産業の振興や県民生活の向上を図るうえで、ハンディになっている部分があります。また、特別豪雪地帯では積雪量が特に多く、交通確保の障害になっているほか、連日の除排雪作業のための労力が必要であり、長期間雪に閉ざされることによる住民の精神的な負担があります。
- 県では、平成25年度に「第2次秋田県豪雪地帯対策基本計画」（以下、「第2次基本計画」という。）を策定するとともに、第2次基本計画に掲げた各施策の実行を図るため、主に県が実施する取組や目標を「秋田県豪雪地帯対策アクションプログラム」として取りまとめ、関係施策の推進に努めてきました。
- 一方、本県では、若年層の流出等による人口減少が続き、平成29年4月に戦後初めて100万人を割り込みました。本県にとって、人口減少や少子高齢化への対応は最重要課題であり、産業振興や健康づくり、地域コミュニティ活動の活性化など、さまざまな対策が求められています。

人口減少や少子高齢化を背景に、また近年、災害が頻発化する状況を踏まえ、住民個人及び家庭が、行政や関係機関によって発信される防災、生活関連等の情報入手に努めて自ら対応することや、地域の支え合い体制を強化し、共に地域の課題解決や要配慮者の支援等に努める、自助、共助の必要性が高まっています。
- この計画では、そうした社会情勢の変化や、第2次基本計画の点検状況等を踏まえ、除排雪中の事故による被害者の低減、除排雪の担い手不足への対応、歩道を含む道路の除雪体制維持・確保、地域防災力の強化、本県ならではの観光資源・文化等を活用した誘客拡大などの課題に対応するため、雪に関わる総合的な対策である第3次計画として策定します。

同時に策定する本計画のアクションプログラムと合わせ、交通及び通信の確保、農林水産業・商工業等の産業振興、生活環境施設や国土保全施設の総合的な整備、県民の暮らしに直結する除排雪体制の維持・向上など、地域の活性化と住民生活の向上に寄与することを目指します。

## 2 計画の性格

- 「秋田県豪雪地帯対策基本計画」は、県内全域が豪雪地帯である本県における雪害の防除、産業の振興、生活環境の整備・改善等に関して、今後講ずべき豪雪地帯対策の基本方向を明らかにするとともに、豪雪地帯における快適で魅力ある地域づくりを、県、市町村、県民等が一体となって推進していくための指針として、豪雪地帯対策特別措置法第6条の規定に基づき定めるものです。

## 3 計画の基本的方向

- 克雪対策の一層の充実と利雪・親雪対策の多様な展開を図り、快適で魅力ある環境の整備と地域の創意工夫による豊かで魅力ある雪国を創造するため、地域の実情や社会情勢の変化等に的確に対応したきめ細かな対策を計画的かつ総合的に推進します。

このため、施策の実施に当たっての基本的な方向を次のとおりとします。

- I 交通及び通信の確保
- II 農林水産業・商工業その他産業の振興等
- III 生活環境施設の総合的な整備
- IV 国土保全施設の総合的な整備
- V その他の雪対策向上施策の推進

## 4 計画の期間

- 計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。

### ※年度（年）の表記について

改元が行われたときは、本書で記載している「平成」の元号を用いた年度（年）の表記は、それぞれに対応する元号を用いた年度（年）を表すものとします。

【計 画 編】

## 第3次秋田県豪雪地帯対策基本計画 目次

### 【計画編】

I	交通及び通信の確保	1
(1)	道路交通の確保	1
①	道路整備	1
②	除雪体制の充実	2
③	防雪施設の整備	2
④	凍雪害の防止と消融雪施設等の整備	2
⑤	歩道除雪の推進	2
⑥	市街地における道路交通の確保	2
⑦	集落内における道路交通の確保	2
⑧	交通安全施設等の整備	3
⑨	地域住民との連携	3
⑩	冬期交通安全対策の推進	3
⑪	雪情報システムによる情報提供	3
(2)	公共交通機関の運行の確保等	4
①	鉄道交通の確保	4
②	船舶による交通の確保	4
③	航空機による交通の確保	4
④	バス等による交通の確保とアクセスの円滑化	4
(3)	通信及び情報の確保	4
①	通信ネットワークの信頼性向上	4
②	通信の確保	5
③	情報通信ネットワークの高速化	5
(4)	電力供給の確保	5
①	電力供給機能の確保	5
②	災害復旧体制の整備	5
II	農林水産業・商工業その他産業の振興等	6
(1)	農業の振興	6
①	生産性の高い農業の確立	6
②	先端技術の利用等	6
③	雪害対策の充実	7
④	周年農業の推進	7
(2)	林業の振興	7
①	積雪に対応した多様な森林資源の整備	7

② 林業活性化の方策.....	8
③ 森林の総合的な利用.....	8
④ 林道施設の整備.....	8
(3) 水産業の振興.....	8
① 水産資源の維持・増大.....	8
② 水産基盤の整備.....	8
③ 内水面養殖業への対策.....	8
(4) 工業及び新しい産業の振興等.....	9
① 工業及び新しい産業の振興.....	9
② 工業団地の整備.....	9
(5) 商業、運輸業及び建設業の振興等.....	9
① 商業の振興等.....	9
② 運輸業及び建設業の振興.....	9
(6) 産業人材の確保.....	10
① Aターン就職の促進等.....	10
② 職業能力の向上.....	10
(7) 観光振興及び文化等を生かした交流の推進.....	10
① 魅力ある観光地づくり及びスポーツ機会の提供.....	10
② 本県の伝統行事や文化等を活用した県内外の交流の推進.....	11
<b>Ⅲ 生活環境施設の総合的な整備.....</b>	<b>12</b>
(1) 教育環境の向上.....	12
① 学校教育施設の整備.....	12
② 通学の安全の確保.....	12
③ 雪に親しむ教育等と生涯学習の充実.....	12
④ 社会教育施設等の充実.....	13
(2) 保健・生活環境の整備.....	13
① 健康の維持・管理.....	13
② 水道の整備.....	13
③ し尿・ごみ処理施設等の整備.....	14
(3) 医療体制の整備等.....	14
① 医療体制の強化.....	14
② へき地医療の強化.....	14
③ 在宅医療体制の整備.....	14
(4) 医療・介護・福祉の連携体制の強化等.....	15
① 医療・介護・福祉の連携によるサポート体制の強化.....	15
② 高齢者世帯等への支援体制の確立.....	15
(5) 居住環境の向上.....	15
① 克雪住宅の普及促進.....	16

② 雪に強い市街地等の形成.....	16
③ 快適なまちづくり.....	16
④ 積雪時の安全な生活の確保.....	16
⑤ 空き家の除排雪等による適切な管理.....	16
⑥ 雪冷熱エネルギーの利用等促進.....	17
(6) 消防防災体制の整備.....	17
① 消防体制及び救急・救助体制の整備.....	17
② 防災体制の整備.....	17
③ 災害救助法適用による迅速な対応.....	17
(7) 除排雪についての協力体制整備及び多様な主体の連携による雪対策の強化.....	17
① 住民同士の協力体制整備及び除排雪団体の支援.....	17
② 雪処理の担い手確保.....	18
③ 除排雪作業の安全対策の普及啓発.....	18
<b>IV 国土保全施設の総合的な整備.....</b>	<b>19</b>
(1) 雪崩災害、融雪出水災害等の防止.....	19
① 雪崩災害の防止.....	19
② 融雪出水災害の防止.....	19
③ 土石流対策.....	19
④ 地すべり対策.....	20
⑤ 急傾斜地崩壊対策.....	20
(2) 農用地等の防災の強化.....	20
① 地すべり災害の防止.....	20
② 融雪出水災害の防止.....	20
(3) 警戒・避難体制の確立及び災害復旧対策の強化等.....	20
① 河川災害対策.....	20
② 火山噴火対策.....	20
<b>V その他の雪対策向上施策の推進.....</b>	<b>21</b>
(1) 雪害の防除等に関する調査研究及び気象情報、除排雪等の情報提供.....	21
① コーディネート活動の推進.....	21
② 研究開発の促進.....	21
③ 気象情報等の収集・提供.....	21
④ 除排雪・防災に関わる研究データ、作業労力軽減等に資する情報の提供.....	21
(2) 計画の推進等.....	22
① 市町村・県民等と一体となった計画の推進.....	22
② 工事の早期発注.....	22
③ 国等への働きかけ.....	22

## 【資料編】

1	豪雪地帯の概要.....	23
2	豪雪地帯対策特別措置法による地域指定の状況.....	24
3	県内主要地域における最深積雪深.....	26
4	県内の雪による人的被害者数等の推移.....	27
5	豪雪地帯対策特別措置法.....	28
6	豪雪地帯における主な配慮措置.....	40
7	豪雪時等における災害対策.....	43
8	秋田県豪雪地帯対策外部委員会設置要領.....	45

# I 交通及び通信の確保

## (1) 道路交通の確保

高齢化の進行等社会情勢が大きく変化する中で、地域相互間の交流と連携を図り、活力ある地域社会を構築するための基礎的基盤として、道路の果たす役割は極めて重要なものとなっています。

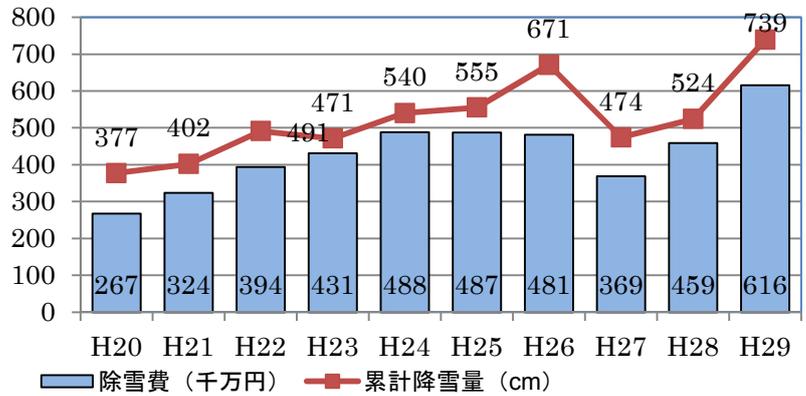
このため、歩道を含めた道路の総合的な除雪体制の充実に努め、雪害の防除や冬期の除雪作業を考慮した道路整備を行うとともに、防雪施設等の維持保全を図ります。

また、道路状況に関する情報提供システムの充実や冬期交通安全対策を強化し、安全で快適な道路交通の確保に努めます。

### ① 道路整備

- 冬期においても、安全で円滑な道路交通が確保されるよう、日常生活の基盤となる生活道路から高規格幹線道路に至る道路網の計画的な整備を推進します。
- 道路の新設や改築に当たっては、冬期交通の妨げとならないよう、道路の勾配を設計上配慮するとともに、雪崩や吹きだまり等の雪害発生状況を考慮した道路整備を推進します。
- 道路設計においては、降雪量や沿道状況を考慮し、堆雪スペースを備えた道路幅員の構成を図ります。

(千台) 秋田県の除雪費と累計降雪量の推移



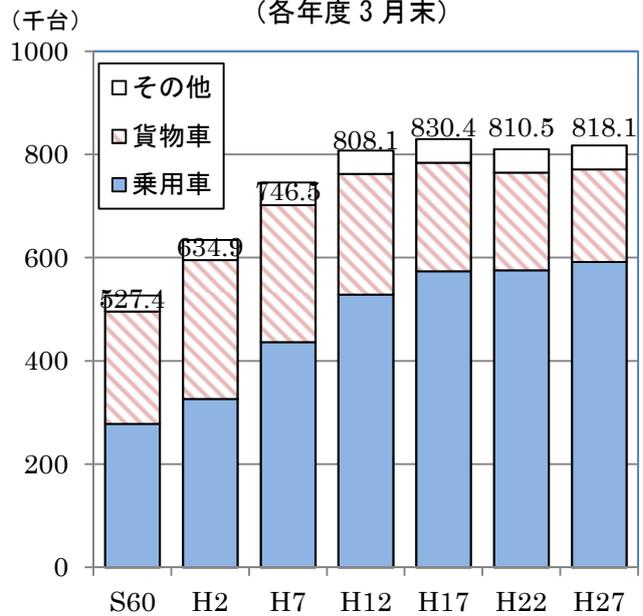
注1) 除雪費は、秋田県事業費分のみを計上。

注2) 累計降雪量は、県内指定観測点4地点における累計降雪量の平均。

資料：秋田県道路課

秋田県の自動車登録台数の推移

(各年度3月末)



資料：「自動車の登録統計」(国土交通省東北運輸局)

## ② 除雪体制の充実

- ・ 国・県・市町村の各道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定します。
- ・ 県と市町村が、道路の管理区分にとらわれず除雪路線の一部を交換することにより効率的な除雪を行う除雪効率化モデル事業を進め、連携の強化を図ります。
- ・ 除雪機械の更新・増強時には、地形や積雪量、住宅立地状況等に適合した機種を導入するなど、除雪精度の向上に努めます。
- ・ 除排雪の担い手の減少・高齢化が進む中で、除雪体制を維持・充実させるため、除雪オペレーターの人材育成・確保に努めます。
- ・ 雪捨て場不足の解消を図るため、提供可能な県管理用地等の情報を提供します。

## ③ 防雪施設の整備

- ・ 雪崩や吹きだまりが発生しやすい箇所には、スノーシェッド及びスノーシェルター等の整備並びにその維持保全に努めます。
- ・ 地吹雪による交通障害が著しい区間については、防雪柵等の整備及びその維持保全に努めます。



(左) スノーシェッド、(右) スノーシェルター

## ④ 凍雪害の防止と消融雪施設等の整備

- ・ 除雪作業で路肩等に堆積した雪により車道幅員が確保できない住宅が連なった箇所を中心に、条件が整う地域では、流雪溝の整備及びその維持保全に努めます。
- ・ 凍結が発生する急坂路、急カーブ及び交差点等には凍結抑制剤を散布するとともに、ロードヒーティング等の整備及びその維持保全に努めます。

## ⑤ 歩道除雪の推進

- ・ 市街地や通学路を中心に歩道除雪を推進します。
- ・ 効率的な歩道除雪を行うため、歩道除雪機械の計画的な更新を図ります。

## ⑥ 市街地における道路交通の確保

- ・ 豪雪時においても都市内道路のネットワーク機能が確保されるよう、堆雪スペースを備えた街路整備を進めます。

## ⑦ 集落内における道路交通の確保

- ・ 集落内の日常生活道路については、流雪溝等の消融雪施設の整備及び維持保全に努めるとともに、地域住民の協力の下、除排雪を行い、冬期交通の確保を図ります。また、冬期間の交通確保や効率的な除排雪を行うため、通学路を重点的に幅員が狭い集落内道路の改良整備に努めます。
- ・ 住宅が密集し、道路整備が立ち遅れている漁業集落においては、冬期の緊急車両の通行等を確保するため、集落道路を整備し住民の不安解消を図るとともに、漁村生活環境の整備を促進します。

⑧ 交通安全施設等の整備

- ・ 積雪期における視認性を確保するため、着雪防止型信号機の整備、道路標識の大型化等耐雪型交通安全施設の整備を推進します。

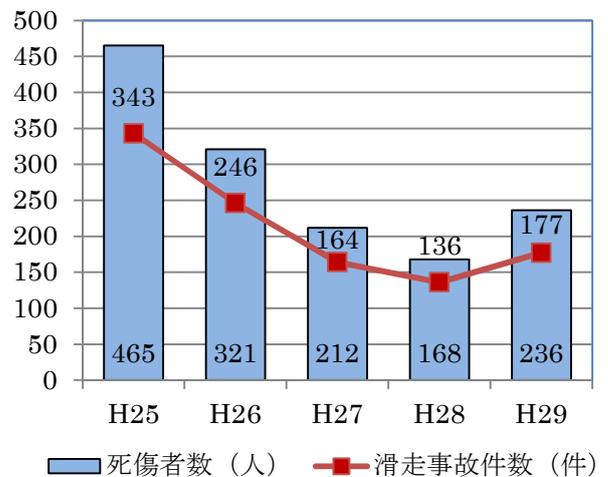
⑨ 地域住民との連携

- ・ 除排雪作業を円滑化するため、特に次の3点について協力を依頼します。
  - i) 道路への排雪の禁止
  - ii) 路上駐車 of 禁止
  - iii) 道路除雪後の自宅間口の除雪

⑩ 冬期交通安全対策の推進

- ・ 冬道の安全走行のための広報活動及び体験型講習を含む交通安全教育の充実を図るとともに、車両や歩行者の通行の支障や、除排雪作業の障害ともなる違法駐車 of 指導取締りを強化します。
- ・ 運転者や関係団体等に対し、スタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンの早期装着を呼びかけ、冬道の安全走行を促進するとともに、チェーン脱着場の良好な利用環境の維持に努めます。

県内の滑走を伴う交通事故の発生状況



注) 各年の期間は前年12月から当該年3月まで

資料: 秋田県警察本部交通企画課

⑪ 雪情報システムによる情報提供

- ・ 雪情報システムで収集した降雪量や路面凍結情報等を、県が運営する「あきたのみち情報」によりリアルタイムに広く利用者等に提供し、冬期交通の確保に努めます。



道路情報サイト「あきたのみち情報」

## (2) 公共交通機関の運行の確保等

鉄道、バス等の公共交通機関は、県民の日常生活を支える重要な移動手段であり、冬期間においても自転車や二輪車の代替輸送手段となるほか、自家用自動車からの乗り換えを進めることによって、交通渋滞の緩和にも役立つなど、特に、冬期の移動手段として重要な役割を果たしています。

このため、冬期においても公共交通機関の安全で確実な運行（航）が確保できるよう、関係機関と一体となって、除排雪体制の整備や安全対策の充実に努めます。

### ① 鉄道交通の確保

- ・ 積雪期における安全で円滑な運行を確保するため、線路・踏切の積雪状態を把握し、排雪列車等による計画的な除排雪の実施に努めます。
- ・ 踏切事故防止のため、「踏切事故防止キャンペーン」等の啓発活動を展開します。
- ・ 冬期除雪要員の確保など、駅舎のホーム等の除雪体制の構築に努めます。

### ② 船舶による交通の確保

- ・ 海上交通の安全性、確実性の向上のため、防波堤や航路標識等を整備し、冬期の船舶航行の安全確保を図ります。

### ③ 航空機による交通の確保

- ・ 冬期積雪時における航空機の安全で円滑な運航を確保するため、除雪機械等の施設整備の促進及び関係機関との除雪体制の連携強化を図ります。
- ・ 豪雪時の各種災害に備え、移動手段の代替性の観点から航空機の運航を確保するほか、混乱防止のため、遅延や運休等の情報を速やかに提供できるよう努めます。

### ④ バス等による交通の確保とアクセスの円滑化

- ・ 路線バス等は、地域における住民の足としても、また、他の公共交通機関へのアクセス手段としても重要な交通機関であることから、バス事業者等と協力・提携して、円滑な運送サービスの確保に努めます。
- ・ 冬期間の円滑なバス輸送を確保するため、バス路線の優先的な除排雪を実施します。
- ・ 積雪時の道路交通を確保し、円滑な運行が可能となるよう、関係機関と連携して、渋滞対策等に取り組みます。

## (3) 通信及び情報の確保

高度情報化の進展により、情報通信に対する依存度は増大しており、通信の機能障害が地域に及ぼす影響は極めて大きくなっています。

このため、着雪による通信線類の切断等の雪害により県民生活に支障を来さないよう、情報通信ネットワークの整備に努めます。

### ① 通信ネットワークの信頼性向上

- ・ 雪害をはじめとした災害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化や

24時間365日のネットワーク監視及び制御等を行い、災害時の不測の事態が発生しても通信サービスが途絶えないように備えます。

② 通信の確保

- ・ 気象情報の早期把握に努めるほか、災害時には被災地に集中する電話を制御し、110番・119番等の緊急通信や重要通信を守るとともに、避難所への無料の災害時用公衆電話の設置や携帯電話充電サービスの提供等により、通信を確保します。
- ・ 災害により設備が被災した際は、災害対策機器等の活用や復旧要員の確保等により、サービスの早期回復に努めます。

③ 情報通信ネットワークの高速化

- ・ 県民の生活や産業活動の円滑化を図るため、超高速ブロードバンドや携帯電話等移動通信のための基盤整備に努めます。

#### (4) 電力供給の確保

社会経済の高度化や情報化の進展等により、電力は県民の経済活動や日常生活に欠くことのできないものとなっています。

このため、電線の難着雪対策等電力の供給設備の雪害防止対策の充実に努めるとともに、事故発生時に迅速な復旧を図るため、災害復旧体制を整備・強化し、安定した電力の供給に努めます。

① 電力供給機能の確保

- ・ 降積雪においても電力の安定供給を図るため、風雪に強い設備対策を講ずるとともに、適切な維持管理に努めます。

② 災害復旧体制の整備

- ・ 停電が発生した場合に備え、復旧用資材・機材の準備、定期的な災害対応訓練を実施し、早期復旧に向けた体制整備に努めます。

## II 農林水産業・商工業その他産業の振興等

### (1) 農業の振興

本県農業は、冬期間の降積雪等の豪雪地帯特有の気象条件によって生産活動に大きな制約を受けています。

このため、豪雪地帯の特性に応じた生産基盤の整備や雪害防止対策を推進するとともに、気象条件に対応した品種の育成と栽培技術の普及、地下水熱等の新エネルギーを活用した周年型農業の普及拡大など、各種対策を講じながら雪に強い農業の確立を図ります。

また、恵まれた土地・水資源を生かしながら、米を中心とした生産性の高い土地利用型農業の確立や野菜・果樹・花き・肉用牛等の戦略作目の産地化を図り、基幹産業としての振興を図ります。

#### ① 生産性の高い農業の確立

- ・ 集落営農の法人化や農業者自らが生産のみならず、自家農産物等の加工、流通、販売等を行う経営の6次産業化の取組を促進するとともに、本県農業を主体的に担う「中心経営体」の確保・育成を図るため、認定農業者制度の活用のほか、集落営農組織の育成及び法人化による組織経営の確立、新規就農者確保対策の促進等により、地域農業や産地を担う多様な経営体の育成に努めます。
- ・ 野菜・果樹・花き・肉用牛等の戦略作目の生産拡大を図り、収益性の高い複合経営の確立を図ります。
- ・ ほ場整備や用排水施設整備等農業生産基盤の整備を進めるとともに、農地の利用集積により、担い手の経営基盤の確立を図ります。
- ・ 農業生産条件の不利な中山間地域においては、冷涼で日較差のある気象・立地条件や地域の特色ある資源を生かし、高収益・高付加価値型農業や地域特産品の開発・販売等による地域産業の振興を図ります。

#### ② 先端技術の利用等

- ・ 野菜・花きについては、積雪寒冷の立地条件の下で、収益性の高い経営の確立を図るため、夏期の冷涼な気候を生かした高品質生産や端境期（はざかいき）出荷の促進のほか、抑制栽培や二作穫り体系の導入に努めます。
- ・ 本県の立地条件を活用できる特徴的な品種を作出するため、DNAマーカー育種技術等を活用した独自の新品種を開発します。特に、水稻では早生、耐冷性、耐病性、多収性に優れた良食味米の品種開発、野菜・果樹・花きでは本県の気象条件に適した市場性の高い品種開発を行います。

### ③ 雪害対策の充実

- ・ 冬期間の積雪により、ハウス等の施設倒壊や果樹の樹体被害等が心配されることから、除雪機械の整備等により施設周りや果樹の樹体の除排雪を促進するとともに、雪害に強い果樹の栽培方法の確立と普及に努めます。
- ・ また、春先の消雪遅れは、作物栽培の開始の遅れに繋がることから、融雪剤の散布による消雪促進に努めます。



積雪時の果樹の様子

### ④ 周年農業の推進

- ・ 施設を利用した周年出荷体系の定着に努めます。
- ・ 地下水熱や太陽光、木質バイオマス等の地域資源を活用し、野菜や花き等による周年農業の普及拡大に向けた研究・実証に取り組みます。
- ・ ICT等を活用した野菜・花き施設園芸の生育環境を自動制御する新技術の実証・普及拡大により、周年農業の拡大と生産効率の向上を図ります。

## (2) 林業の振興

森林には、地球温暖化の防止をはじめ国土の保全、水源の涵養（かんよう）、雪崩等の災害防止など、多面的機能があり、その果たす役割についてはますます重要になっています。

本県では、積雪により冠雪害等が発生するなど、育林に及ぼす影響が大きいことから、積雪に適応できる森林施業が求められています。

このため、本県の積雪特性を踏まえ、計画的に間伐等の森林整備を推進するほか、年間を通じて低コストな原木生産ができるよう路網整備等を推進します。

さらに、担い手の確保・育成を図るとともに、全国一のスギ資源を活用するため、品質・性能の確かな木製品を加工・供給する体制を整備するほか、木質バイオマスの活用等を推進し、県産材の需要拡大を図ります。

### ① 積雪に対応した多様な森林資源の整備

- ・ 開発済みの雪害抵抗品種から、特に成長に優れ、花粉の少ない系統の選抜に取り組みます。
- ・ 本県の積雪特性を踏まえ、森林の多面的機能が十分発揮されるよう、計画的に間伐等の森林整備を促進します。
- ・ 植栽本数や植栽方法など、雪害に強い低コスト育林体系の確立に努めます。
- ・ 雪に強い樹種とされる広葉樹の導入方法を研究し、自然林としての再生技術の体系化を図ります。



スギ林

## ② 林業活性化の方策

- ・ 積雪地帯における林業山村の活性化を図るため、「森林整備担い手育成基金」を活用し、林業従事者の確保、育成、福祉向上及び労働安全衛生の充実を図ります。
- ・ 年間を通じて、低コストで安定的な原木生産ができるよう、路網整備や高性能林業機械の導入等を促進します。
- ・ 豊富なスギ資源を有効活用するため、品質・性能の確かな木製品を加工・供給する体制の確立に努めるほか、木質バイオマスの活用や新しい木質部材の開発・普及などを推進し、県産材の需要拡大を図ります。
- ・ 特用林産物のうち、冬期間に需要の多いきのこ類については、周年栽培施設の整備など積雪期においても生産できる環境を整備します。
- ・ 県産材製品を活用し、本県の積雪特性に適合した木造住宅のほか、非住宅分野や大規模施設等を設計・建築できる建築士等を養成します。

## ③ 森林の総合的な利用

- ・ 森林の持つ県土の保全等の機能を十分に発揮しながら、保健休養の場として利用できるように森林の整備を図ります。

## ④ 林道施設の整備

- ・ 森林施業の骨格となる幹線道路を計画的に整備し、高性能林業機械の導入による作業の省力化及び経費の軽減を図るとともに、災害時・緊急時に生活道路及びう回路としても活用できるように整備を図ります。

## (3) 水産業の振興

水産資源の安定化を図るため、有用魚介類の種苗の生産・放流を行うなど、つくり育てる漁業を推進します。

また、降積雪が漁業生産に与える悪影響を軽減するため、漁船の出入港等の安全性を確保するとともに、基盤施設の改良・整備を促進します。

内水面の養殖業においては、地域の特性に合った魚種の選択や、冬期間の飼育管理技術の普及向上を図ります。

### ① 水産資源の維持・増大

- ・ 漁獲可能量の設定や漁獲サイズの制限、人工種苗の生産・放流等により水産資源の維持・増大に努めます。

### ② 水産基盤の整備

- ・ 風雪時における漁船の出入港等の安全性を確保するため、防波堤及び航路等の水域施設の整備に努めます。
- ・ 岸壁・物揚場等での着雪・凍結による転倒事故防止と漁獲物の陸揚げ等漁労活動の作業効率及び安全性向上のための施設の改良・整備を促進します。

### ③ 内水面養殖業への対策

- ・ 越冬期の魚病等の発生を防止するため、適切な水産医薬品の使用や冬期間の飼

育管理技術の普及向上に努めるとともに、地域の特性に合った魚種の選択に関する指導を行います。

#### (4) 工業及び新しい産業の振興等

雇用機会の拡大や地域経済の活性化を図るため、豊富な水や清浄な空気等の恵まれた資源を生かし、研究開発型等の企業立地を促進するとともに、地域の資源を活用した伝統的工芸品産業等の振興を図ります。

##### ① 工業及び新しい産業の振興

- ・ 積雪寒冷の環境の中で育まれた、漆器、樺細工、曲げわっぱ、杉桶樽等の伝統的工芸品産業や酒造業など地場産業の振興を図ります。
- ・ 豊富な水や清浄な空気等の恵まれた地域資源を生かし、研究開発型等の企業立地を促進します。



(左上) 川連漆器 (右上) 樺細工  
(左下) 曲げわっぱ (右下) 杉桶樽

##### ② 工業団地の整備

- ・ 雪に強い工業団地をつくるため、積雪を想定した十分な道路幅員及び輸送しやすい道路勾配の確保等の整備を図ります。

#### (5) 商業、運輸業及び建設業の振興等

降積雪は、多様な交流の機会を損なうほか、小売業をはじめとする商業に与える影響が大きく、冬期間の県内経済活動の阻害要因の一つともなっています。

このため、中心市街地の賑わい創出や高齢者等への買い物支援、暮らしやすい生活環境の提供などによる魅力あるまちづくりのほか、地域住民が買い物困難という地域課題を解決するため店舗を運営する取組を推進します。

##### ① 商業の振興等

- ・ 中心市街地の賑わいの創出や高齢者等への買い物支援、暮らしやすい生活環境の提供など、魅力あるまちづくりを進めるため、事業者に対しては、中心市街地の商業活性化に向けた意欲と創意工夫ある取組を支援します。
- ・ また、地域住民が主体となって運営する「お互いさまスーパー」などの取組により、買い物困難という地域課題を解決するとともに、地域住民の集いの場を創出することを通じて、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。

##### ② 運輸業及び建設業の振興

- ・ 雪による運輸業務の停滞が各種産業活動に与える影響が非常に大きいことから、除雪体制の充実等により積雪期の交通の確保に努めます。
- ・ 景気への影響が大きい建設業については、建設業者の経営の効率化及び安定化のため、工事発注・施工時期の平準化に努めるとともに、将来にわたって安定

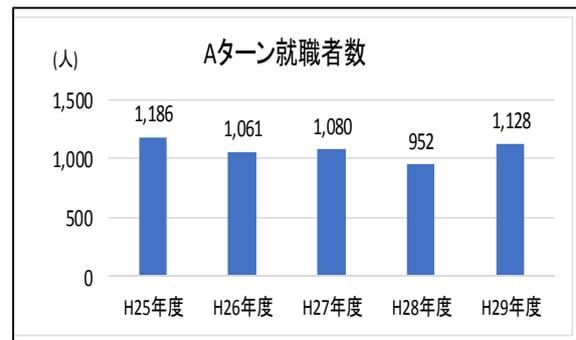
した冬期道路交通を保つため、除雪業務の発注に当たっては、除雪機械や人員の計画的・継続的な確保が図られる地域維持型契約方式を活用します。

- ・ 建設産業は、インフラ整備や災害に加え、除雪機械操作や雪下ろし作業など除雪への対応も担っており、県民の安全・安心に不可欠であることから、産学官が一体となって建設人材の確保・育成を推進します。

## (6) 産業人材の確保

産業人材を確保するため、Aターン就職の促進や大学生等の県内定着・回帰促進に取り組めます。

また、近年の急速な技術革新や産業の高度化等に対応するため、労働者の職業能力の開発・向上に努めます。



資料：秋田県雇用労働政策課

### ① Aターン就職の促進等

- ・ Aターン就職の求人開拓及びマッチング支援等に取り組み、Aターン就職を促進します。
- ・ 大学生等に対して、県内就職に向けた情報提供、意識醸成、マッチング支援を行い、県内定着・回帰を促進します。

### ② 職業能力の向上

- ・ 県内産業を支える人材を育成するため、多様化・高度化する企業ニーズに対応した職業訓練を実施し、職業能力の開発・向上に努めます。

## (7) 観光振興及び文化等を生かした交流の推進

地域が主体となり、新たな地域資源等の掘り起こし、磨き上げなどを行うとともに、観光と食・農など多様な分野との連携や伝統行事、文化等を活用した県内外の交流を推進します。

### ① 魅力ある観光地づくり及びスポーツ機会の提供

- ・ モーグルの聖地「たざわ湖」を核とした観光地づくりを推進するほか、スノーアクティビティなど本県ならではのコンテンツを活用し、インバウンドも含めた体験型観光を推進します。
- ・ 国内外の観光客の利便性向上等受入環境を充実させるため、ソフト面を含めたりニューアル等により、地域観光の核としてのスキー場等県有観光施設や民間観光施設等の魅力向上を図ります。
- ・ 旬の観光情報や新たな魅力を発信するため、InstagramやFacebookなどのSNSや、スマートフォンアプリなどを活用した情報提供を図ります。
- ・ 秋田県立中央公園における屋根付きグラウンド（あきたスカイドーム）や、秋

田県立北欧の杜公園における歩くスキーコース等の利用促進を図ることにより、冬期間のスポーツ機会を提供します。

② 本県の伝統行事や文化等を活用した県内外の交流の推進

- かまくら、アメッコ市、ぼんでん、犬っこまつり等の親雪・利雪をテーマとした伝統行事や文化を広くPRすることにより、県内外との活発な交流を推進し、地域の活性化を図ります。
- 大規模なスポーツ大会や集客力のあるスポーツイベントを関係機関と連携しながら、誘致・開催し、交流人口の拡大を図ります。
- 国際理解を促進するため、外国人が本県を訪れやすく、暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。



かまくら祭り（横手市）

## Ⅲ 生活環境施設の総合的な整備

### (1) 教育環境の向上

冬期間でも児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校教育施設の配置や構造に配慮するとともに、学校・家庭・地域が連携し巡回や見守り活動を行うなど、通学時の安全の確保に努めます。

また、除雪ボランティア活動等への児童生徒の参加を促進することにより、地域を支える人材の育成を進めるほか、雪国ならではのスポーツの体験や雪国の暮らしと文化にふれる機会の充実を図るなど、雪に親しみ雪国の魅力を伝える教育等を推進します。

さらに、積雪期でも多彩な学習活動や文化活動が活発に行えるよう、社会教育施設の整備・充実を図り、県民の生涯学習に関する情報発信や文化にふれることのできる環境づくりを進めます。

#### ① 学校教育施設の整備

- ・ 学校教育施設における雪の事故を防止するため、建物の配置や構造検討に当たっては、地域の降雪量等に十分配慮し、安全な教育環境の形成に努めます。
- ・ 災害時における地域住民の応急避難場所として、学校教育施設の機能確保に努めます。

#### ② 通学の安全の確保

- ・ 学校の所在する地域の実情を十分考慮して、通学路の設定や登下校の方法を定めるとともに、積雪期における通学の安全を確保するため、通学路の除排雪の強化に努めます。
- ・ 積雪期においても、遠距離通学者の登下校が安全で円滑に行えるよう、スクールバス運行の安全確保と適切な道路情報の把握に努めます。

#### ③ 雪に親しむ教育等と生涯学習の充実

- ・ 児童生徒が雪に親しみ、共存できるよう、学校教育において、雪国で暮らしていく上で必要となる自然や雪と調和した暮らしに関する学習、文化等にふれる機会を充実させ、雪についての知識の修得を図ります。
- ・ 特別活動（学校行事等）や体育において、雪国である本県の自然条件を生かし、積極的にウィンタースポーツに親しむ活動を働きかけ、冬期間運動不足になりがちな児童生徒の体力の維持・向上を図ります。



積雪によって狭まった通学路（秋田市手形）



スキー教室（仙北市・田沢湖スキー場）

- ・一人暮らしの高齢者世帯や福祉施設等の除雪など、地域奉仕活動や地域行事への児童生徒の参加を促進し、人を思いやる心や郷土への愛着心の醸成に努めます。
- ・「雪国」をテーマにした美術展やコンクール等を開催し、風土の特性を生かした芸術文化の創造と発表や鑑賞機会の拡充を図ります。
- ・祭り、行事、民俗芸能など、雪国ならではの無形民俗文化財の保存・伝承を図り、その鑑賞を通して雪国秋田の民俗芸能に対する理解と認識を深めます。
- ・雪国特有の貴重な民俗文化財を後世に伝えるため、その調査と記録保存を行うとともに、用具修理、後継者育成、現地公開について支援します。
- ・指定文化財建造物の保存修理、修景事業を行うとともに、雪囲い、雪下ろし等への助成を拡充し、雪害の防止や冬期間の公開に努め、ふるさとの自然と文化を広く紹介し、郷土の先人が築き上げた文化遺産を再認識することにより、郷土への愛着心や地域文化愛護の気運を高めます。
- ・雪に親しみ、雪を活用した活動プログラムの開発や雪国ならではの冬季スポーツフェスティバル等のイベントなどを開催し、雪国の魅力を伝えるとともに、各地域との交流機会の拡大を図るなど、多様な学習機会の充実に努めます。



高校生ボランティアによる除雪活動

#### ④ 社会教育施設等の充実

- ・地域における生涯学習の場であり、緊急時の避難場所としても活用される公民館等や、地域の中核的文化施設としての博物館等の社会教育施設については、冬期間も活動等を充実して行うことができるよう施設・設備の整備に努めます。

## (2) 保健・生活環境の整備

冬期間は、屋外での運動機会が制限されることから、運動不足による体力の低下やエネルギーの過剰摂取等が問題になります。

このため、住民の運動不足の解消や食生活の改善の普及啓発等を推進します。

また、上下水道を整備するとともに、し尿・ごみ処理体制の充実に関し、市町村へ適切な助言を行うなど、積雪期においても快適な生活環境の整備を図ります。

### ① 健康の維持・管理

- ・地域における健康診査・相談・教育等の充実を図るなど、健康づくりを推進します。
- ・冬期間は運動不足とエネルギーの過剰摂取による肥満が懸念されることから、特に運動機会の少ない高齢者等をはじめとして、住民の運動不足の解消や食生活の改善に向けた普及啓発等を推進します。

### ② 水道の整備

- ・積雪期でも安定した給水が行えるよう、基幹的施設の改良や安定水源の確保等

積雪等に強い上水道・簡易水道施設の整備拡充を促進します。

- ・ 水道の効率的な管理運営を行うため、水道事業の再編・統合等による広域連携を推進します。

### ③ し尿・ごみ処理施設等の整備

- ・ 廃棄物処理施設の整備において、積雪対策や凍結防止対策を十分考慮した構造となるよう、必要に応じて市町村への適切な助言を行います。
- ・ 積雪期における一般廃棄物の収集についても、無雪期と同様に円滑な処理体制が確立されるよう、市町村に対する情報提供や助言に努めます。
- ・ 豪雪地帯の生活環境の向上を図るため、下水道等の整備を促進するとともに、積雪期に対応した、し尿処理体制の整備充実を図られるよう、市町村への適切な助言に努めます。

## **(3) 医療体制の整備等**

医療は、県民の生命に直接関わる基本的なサービスであることから、豪雪地帯やへき地においても十分な医療サービスが受けられるよう、ドクターヘリの活用や、医療機関の施設・設備の整備を図るほか、医師の派遣や巡回診療等により、無医地区等における診療体制の整備を図ります。また、冬期間においても、在宅医療が円滑に提供される体制の構築を進めます。

### ① 医療体制の強化

- ・ いつでも受けられる医療体制の整備を目指して、休日夜間急患センターの充実や病院群輪番制事業の強化、ドクターヘリの運航等を行います。
- ・ 冬期間は献血の実績が落ち込むことから、PR活動の強化を図るほか、献血ボランティア組織の育成等を通じた地域活動の強化を図ります。
- ・ 地域の医療連携を円滑かつ効率的に行える仕組みが求められており、患者の診療情報を安全に共有できる医療ネットワーク基盤の整備及び県内への普及を図り、医療機関の連携等を促進します。
- ・ 降雪時の救急患者の安全搬送や、搬送時の救命行為を実施可能とするため、高規格救急自動車の導入や救急救命士の養成を促進します。
- ・ 地域における医療提供体制を確保するため、医療機関の施設・設備を整備します。



秋田県ドクターヘリ

### ② へき地医療の強化

- ・ どこでも受けられる医療体制の整備を図るため、へき地等医療に課題がある地域における医師の派遣や巡回診療等の体制を整備します。

### ③ 在宅医療体制の整備

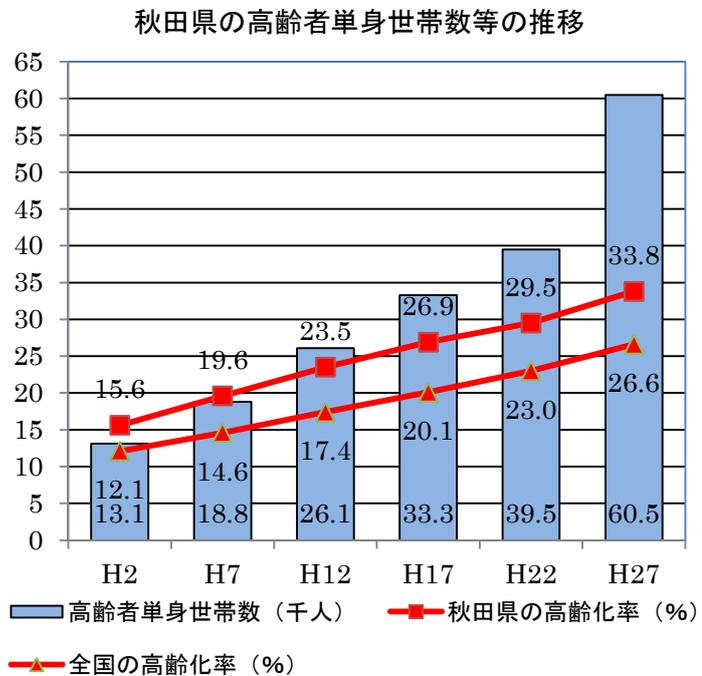
- ・ 医療機関からの退院後の在宅での支援や、急変時の対応のため、医師、看護職

員、ケアマネージャー、介護職員など在宅医療に携わる多職種による包括的なサポート体制の構築を促進します。

#### (4) 医療・介護・福祉の連携体制の強化等

急速な高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や単身・高齢者のみの世帯等が増加しており、日常生活において必要な様々なサービスの充実が求められてきています。

このため、医療・介護・福祉の連携によるサポート体制の強化を図るとともに、屋根の雪下ろし、玄関前の除雪など、自力では対応できない高齢者世帯等に対して、地域のボランティアによる雪処理等の支援体制の充実を図ります。



資料：「国勢調査」(総務省統計局)

##### ① 医療・介護・福祉の連携によるサポート体制の強化

- 冬期間でも、高齢者等が住み慣れた地域での暮らしを継続できるようにするため、医療・介護・福祉の連携強化を図りながら、日常生活において必要な様々なサービスをトータルで提供する体制づくりを進めます。

##### ② 高齢者世帯等への支援体制の確立

- 屋根の雪下ろしや除排雪を必要としている高齢者世帯等に対して、除雪ボランティア等が派遣されるよう、ニーズの把握及び連絡体制を強化するなど、ネットワーク活動の充実強化を図ります。

#### (5) 居住環境の向上

除排雪作業は、肉体的にも経済的にも大きな負担を伴い、核家族化や高齢化の進行により、高齢者を中心に事故が多発し、自力で雪処理を行うことが困難な世帯が今後さらに増加することが見込まれます。

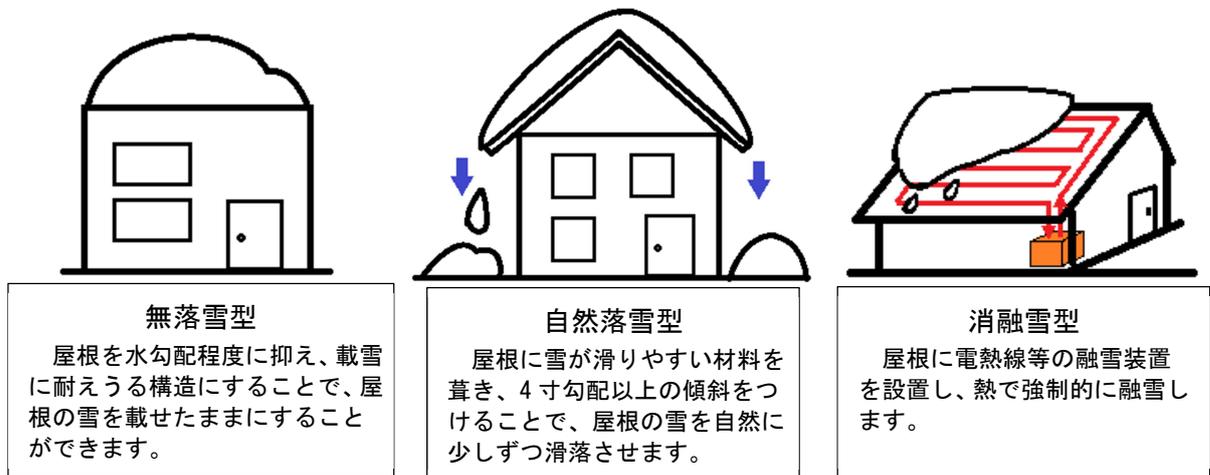
このため、住宅の克雪化を進めるとともに、消融雪施設設置の促進や除排雪を考慮した街路の整備を行うなど、雪に強いまちづくりに努めます。

また、積雪に伴う空き家の倒壊等により発生する危害を防止するため、所有者による適切な管理が行われるよう努めます。

### ① 克雪住宅の普及促進

- ・ 克雪住宅の普及啓発及び助成制度の積極的な利用の促進を図り、雪に強く快適な住まいづくりを促進します。

克雪住宅の種類



### ② 雪に強い市街地等の形成

- ・ 中心市街地の拠点地区において、歩道の消融雪施設の整備を促進し、障害者や高齢者にも安全で快適な歩行者空間のネットワーク化を図ります。
- ・ 建築協定や地区計画等の活用により、除雪に配慮した空地を確保し、無雪期も快適な空間として利用できるまちづくりを進めます。

### ③ 快適なまちづくり

- ・ 冬期における都市機能の確保を図り、雪に強いまちづくりを推進するため、堆雪に配慮した道路、歩行者空間の整備を図ります。
  - i) 堆雪スペースの確保
  - ii) 流雪溝、消融雪施設の整備及び維持保全
  - iii) 電線類の地中化
  - iv) 安全で快適な歩行者空間の確保

### ④ 積雪時の安全な生活の確保

- ・ 高齢者や障害のある人等が、積雪によって外出に支障を来したり、除排雪の負担が大きくなるように、機動的な道路の除排雪や消融雪施設の整備、除雪ボランティアの増加など、「冬でも安心して歩けるまちづくり」、「積雪時の安全な生活の確保」を図ります。

### ⑤ 空き家の除排雪等による適切な管理

- ・ 市町村による平時からの空き家状況の把握や、所有者による除排雪その他の適切な管理を促進します。
- ・ 所有者による除排雪が困難な空き家については、市町村を主体とした地域の共助・公助による空き家の除排雪体制の構築に努めます。

## ⑥ 雪冷熱エネルギーの利用等促進

- ・ 初期投資が大きくなる場合が多いものの、ランニングコストの面でメリットがあり、公共施設において先進的な導入事例があることから、こうした事例の収集、情報発信を行います。

## (6) 消防防災体制の整備

冬期間は空気の乾燥や季節風等により、火災が発生しやすくなることから、火災予防の普及啓発活動を推進するほか、消防施設周辺の除排雪の徹底を図ります。

また、市町村や消防署等防災関係機関と連携し、防災体制及び救急・救助体制の充実強化に努めます。

### ① 消防体制及び救急・救助体制の整備

- ・ 市町村や消防署等防災関係機関と連携し、積雪期における円滑な消防活動を確保するため、消防資機材の整備点検の実施及び資機材置場、消火栓、防火水槽等の除排雪の徹底を図ります。
- ・ 防災関係機関、自衛隊、警察及び医療機関と連携し、ヘリコプターの活用を含めた救急・救助体制の充実強化に努めます。



冬期防災訓練（大仙市）

### ② 防災体制の整備

- ・ 市町村や消防署等防災関係機関と連携し、広報紙、テレビ、ラジオ、新聞、ソーシャルネットワーク等により、積雪期の火災予防、除排雪作業の安全確保の徹底など、雪害予防知識の普及に努めます。さらに、近年、雪下ろしや除排雪作業時の事故が多くなっていることから、雪下ろしの注意を喚起する情報を提供し、事故防止を図ります。
- ・ 市町村等と連携し、防災行政無線等の情報伝達手段の整備充実を図り、災害時の通信の確保に努めます。

### ③ 災害救助法適用による迅速な対応

- ・ 豪雪時の災害救助法適用に関する客観的な基準に基づき、適用に係る判断を迅速かつ適切に行います。

## (7) 除排雪についての協力体制整備及び多様な主体の連携による雪対策の強化

本県では、人口の減少、少子高齢化の進行等により雪処理の担い手が不足し、地域支え合い（共助）の力が弱まってきています。

このため、地域コミュニティ機能の向上を促し、地域支え合い体制を強化するとともに、多様な主体と連携を図ることにより、除排雪体制の維持・向上に努めます。

また、安全対策の普及啓発などにより、除排雪作業中の安全確保を推進します。

① 住民同士の協力体制整備及び除排雪団体の支援

- ・ 住民同士の協力による自主的な除排雪活動を促進するとともに、地域全体で除排雪に取り組む団体の立ち上げ及び活動の支援を行うほか、雪処理の担い手育成や除雪ボランティアの円滑な活動を支援するなど、体制整備に努めます。
- ・ また、除排雪団体同士の情報交換会議の開催などにより、相互の連携や支援を促進します。
- ・ 除排雪団体に対して、それぞれの地域で課題解決に向けた取組を行っているNPO法人、ボランティア団体、企業等の多様な主体との連携を促すとともに、地域協働の取組事例を紹介するなど、除排雪団体の安定的・持続的活動を促進します。
- ・ 除排雪団体の設立は、これまで主に中山間地等において行われてきましたが、市街地においても住民同士の情報共有や支え合いの必要性が高まっていくと見込まれることから、協力体制が確保されるよう、市町村等関係機関と協働して取り組みます。
- ・ 豪雪時の雪処理に広域的かつ効率的に対応するために、建設業団体その他の非営利団体などとの連携を図ります。

② 雪処理の担い手確保

- ・ 雪処理の担い手について、地域内の人材にとどまらず一層の拡大を図るため、地域貢献活動に関心がある地域外の学生グループ・若年者等と地域で活動する団体との交流会や意見交換会の開催などを行い、多様な主体の連携により、雪対策の強化を図ります。
- ・ 地域の実情や作業内容に応じて、農業法人との連携やシルバー人材センターの活用等の促進を図られるよう、市町村と協働して取り組みます。

③ 除排雪作業の安全対策の普及啓発

- ・ 地域住民及び除排雪団体等に向けて、広報紙の配布や、建設業団体などと連携した講習会の開催等による安全対策の普及啓発活動を推進します。
- ・ 県と民間企業との包括連携協定による企業のネットワークを活用した雪害事故防止の呼びかけを行います。

## Ⅳ 国土保全施設の総合的な整備

### (1) 雪崩災害、融雪出水災害等の防止

雪は、積雪により交通や経済活動など県民生活へ大きな影響を与えるだけでなく、融雪による出水や雪崩等により大規模な災害を引き起こす危険性を有しています。

こうした雪が引き起こす雪崩、融雪出水、土石流、地すべり等の災害を未然に防ぐため、危険箇所の調査点検を充実強化するとともに、災害防止工事を推進します。



雪崩事故現場（仙北市田沢湖玉川）

#### ① 雪崩災害の防止

- ・ 集落や道路・鉄道等への雪崩災害を未然に防止するため、階段工、柵工、土留工等雪崩の予防施設の設置と併せて森林の整備を図ります。
- ・ 雪崩災害から集落を保全するため、市町村と共同で危険箇所の点検実施や危険情報等の周知を図ります。
- ・ 道路交通の安全を確保するため、雪崩危険箇所の点検や雪崩防護柵等の施設整備を推進します。



柵工（雪崩防護柵）

#### ② 融雪出水災害の防止

- ・ 融雪期の出水により災害のおそれがある、治水安全度の低い箇所の改修の促進を図ります。
- ・ 雪解けの出水による山地の崩落又は土砂の流出等を防止するため、治山ダム工、崩落斜面を安定させる土留工及び森林の整備を図ります。
- ・ 河川砂防情報システムにより、洪水情報を迅速に収集、伝達し、異常時における水防活動、警戒避難活動を支援します。

#### ③ 土石流対策

- ・ 融雪時の出水等に伴う土砂流出防止対策は、地域住民にとって防災上、重要な克雪対策の一環であることから、砂防えん堤や溪流保全工等の施設整備を行います。

#### ④ 地すべり対策

- ・ 融雪に伴う地すべり災害を未然に防止するため、地すべり危険箇所についてきめ細かな調査に努め、横孔ボーリングや集水井工等の地すべり防止対策を推進します。

#### ⑤ 急傾斜地崩壊対策

- ・ 融雪に伴う斜面崩落等の災害防止のため、擁壁工・法枠工等の災害防止対策を推進します。

### (2) 農用地等の防災の強化

豪雪地帯における本県において、農業は基幹産業の一つであり、雪による農地への災害は地域経済に与える影響が大きいことから、融雪に伴う地すべり災害等の危険地域の調査点検に努めるとともに、農地地すべり対策等の実施により災害防止を図ります。

#### ① 地すべり災害の防止

- ・ 融雪に伴う農地地すべり災害を未然に防止するため、「農地地すべり防止区域」の点検整備を進めるとともに、危険地域の把握と調査点検に努め、農地地すべり対策を推進します。



集水井による地すべり対策(由利本荘市)

#### ② 融雪出水災害の防止

- ・ 融雪による出水に伴う災害を未然に防止するため、農業用施設及び農地の適正な管理に努めるとともに、ため池等の整備を推進します。

### (3) 警戒・避難体制の確立及び災害復旧対策の強化等

雪崩や融雪出水等による被害を最小限に抑えるため、これらの災害の監視体制や避難体制の充実を努めるとともに、災害発生に際しては、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」等を活用し迅速な対応に努めます。

#### ① 河川災害対策

- ・ 災害発生に際しては、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」等を活用し、迅速な対応に努めます。
- ・ 融雪出水等による災害発生に的確に対応するため、通信連絡体制を維持し、水位情報を周知します。

#### ② 火山噴火対策

- ・ 県内5箇所の常時観測火山(秋田駒ヶ岳、秋田焼山、鳥海山、栗駒山、十和田)において、平時から、融雪型泥流を含む噴火災害への警戒避難体制について、火山防災協議会の場で協議・確認するとともに、噴火警報の防災情報が発表された際には、総合防災情報システムの活用などにより、登山者や関係市町村等に対して、迅速に情報を提供します。

## V その他の雪対策向上施策の推進

### (1) 雪害の防除等に関する調査研究及び気象情報、除排雪等の情報提供

豪雪地帯においては、雪による交通・経済・県民生活等への影響は避けて通れないことから、雪と親しみ、雪を利用し、雪を克服する社会の形成が必要です。

このため、産学官連携コーディネーターによる研究シーズや企業ニーズの掘り起こしを行うとともに、産学官連携で行う大学、研究開発の取組を支援します。

また、気象台等関係機関との連携を強化するとともに、既存情報システム等の利活用を推進し、気象情報等の収集と県民への提供に努めます。

さらに、除排雪・防災に関わる研究データ、作業の労力軽減や安全確保等に資する用具などの情報を提供します。



雪の事故防止を考えるシンポジウム

#### ① コーディネート活動の推進

- ・ 産学官コーディネーターによる研究シーズ・企業ニーズの掘り起こし、マッチング等のコーディネート活動を推進します。

#### ② 研究開発の促進

- ・ 大学、公設試験研究機関、企業等からなる産学官連携による共同研究に対し、競争的研究資金を提供し、各種克雪・利雪技術についての研究開発を支援します。

#### ③ 気象情報等の収集・提供

- ・ 気象台等関係機関との連携を一層強化するとともに、総合防災情報システムや河川砂防情報システム等を活用し、気象情報等の迅速かつ的確な収集と提供を行います。

#### ④ 除排雪・防災に関わる研究データ、作業労力軽減等に資する情報の提供

- ・ 県内外の研究機関等で行われている除排雪・防災に関わる研究データや民間企業等が提供する作業の労力軽減・安全確保のための用具、ノウハウなどに関する情報を幅広く提供します。

## (2) 計画の推進等

本計画に盛り込まれた施策・事業を円滑に実施し、快適で魅力ある雪国社会を構築するため、市町村、県民等と一体となった施策の展開を図ります。

また、積雪により行政経費や県民の除雪等の経費が増大していることから、豪雪地帯の実情に即した公助等の対応策の検討を行います。

### ① 市町村・県民等と一体となった計画の推進

- ・ 雪を活用した交流の促進やボランティアによる除排雪活動など地域住民の協力を得ながら、市町村との緊密な連携関係を築き、県民等と一体となって、本計画の推進に努めます。

### ② 工事の早期発注

- ・ 積雪により工事期間が制限されるなどの豪雪地帯の実情を踏まえ、公共工事については、早期の発注、完成に努めます。

### ③ 国等への働きかけ

- ・ 豪雪地帯を抱える道府県と協力して、豪雪地帯の実情に即した税制や施策・事業の実現に向けて、国等の関係機関に対して働きかけを行います。



政府に対する要望活動



# 【資料編】



# 1 豪雪地帯の概要

## (1) 豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定

### ① 豪雪地帯の指定（豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項）

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。

### ② 特別豪雪地帯の指定（同法第2条第2項）

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、国土審議会の議決を経て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従って、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。

## (2) 豪雪地帯・特別豪雪地帯の指定基準

	根 拠	指 定 基 準 の 概 要
豪 雪 地 帯	豪雪地帯の判定基準に関する政令 (昭和38年10月7日政令第344号)  豪雪地帯の指定基準に関する政令に規定する期間及び施設を定める総理府令 (昭和38年10月21日総理府令第47号)	昭和37年の積雪の終期までの30年以上の期間における累年平均積雪積算値が5,000cm日以上の地域（以下「豪雪地域」という。）がある道府県又は市町村で次のいずれかに該当するもの。 1 豪雪地域が2/3以上の道府県又は市町村 2 豪雪地域が1/2以上で道府県庁所在市の全部又は一部が豪雪地域である道府県 3 市役所、町村役場、1・2級国道、道路法第56条に基づく主要な道府県道・市道又は国鉄（当時）の駅のいずれかが豪雪地域にある市町村 4 豪雪地域が1/2以上で市町村境界線の2/3以上が1～3までのいずれかに接している市町村
特 別 豪 雪 地 帯	特別豪雪地帯の指定基準（第3回） (昭和54年3月20日、内閣総理大臣決定)	次の1、2のいずれの要件をも備えた市町村 1 積雪の度の要件 次の①～③のいずれかが必要 ① 昭和33年から昭和52年までの20年間の累年平均積雪積算値が15,000cm日以上の地域が市町村の区域の1/2以上である。 ② 昭和33年から昭和52年までの20年間の累年平均積雪積算値が15,000cm日以上の地域に市役所又は町村役場がある。 ③ 昭和33年から昭和52年までの20年間の累年平均積雪積算値が最高20,000cm日以上、最低5,000cm日以上で、かつ全域の平均が10,000cm日以上である。 2 生活の支障の要件 次の①～④の要素から生活支障度が著しいと判断されること ①自動車交通の途絶 ②医療・義務教育・郵便物集配の確保の困難性 ③財政力 ④集落の分散度

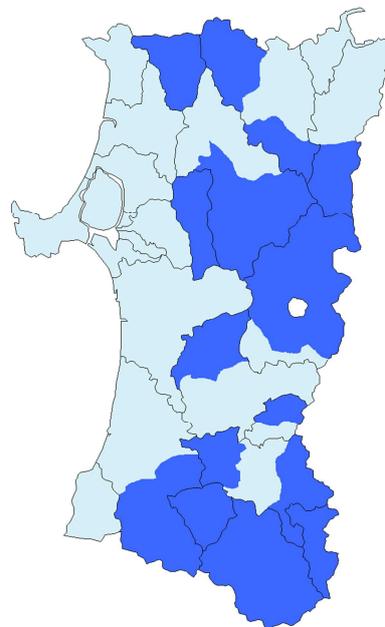
## 2 豪雪地帯対策特別措置法による地域指定の状況（平成30年4月1日現在）

### （1）豪雪地帯の市町村指定状況

県内全域が豪雪地帯に指定されています。

### （2）特別豪雪地帯の市町村指定状況

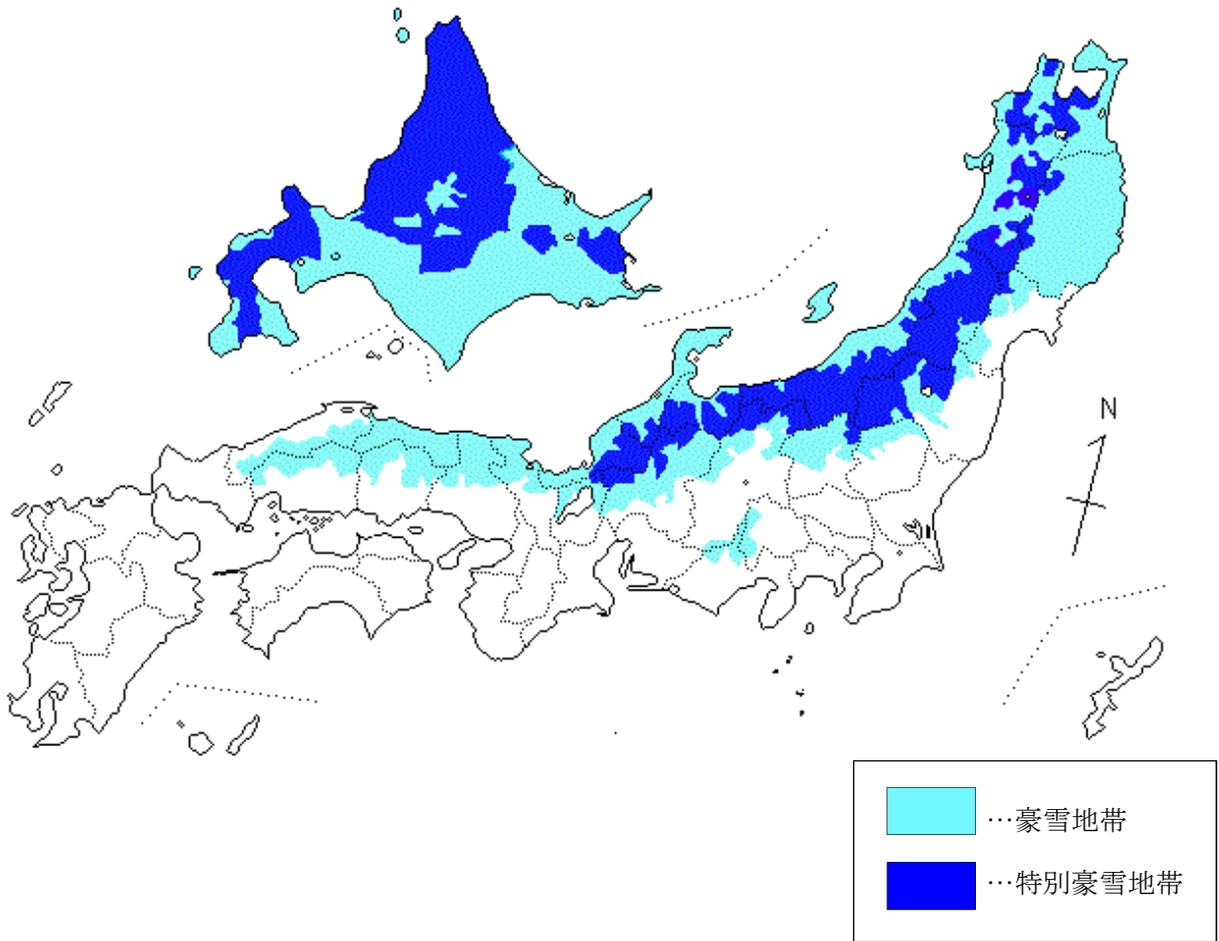
	旧市町村数	郡名	指定市町村名
<b>1 次 指 定（昭和46年9月27日）</b>			
	14市町村	北秋田郡 由利郡 仙北郡 平鹿郡 雄勝郡	湯沢市 森吉町、上小阿仁村 鳥海町、東由利町 西木村 増田町、大森町、山内村 稲川町、雄勝町、羽後町、 東成瀬村、皆瀬村
<b>2 次 指 定（昭和48年4月10日）</b>			
	3市町	北秋田郡 由利郡	鹿角市（旧八幡平村のみ） 阿仁町 矢島町
<b>3 次 指 定（昭和51年4月9日）</b>			
	1町	平鹿郡	雄物川町
<b>4 次 指 定（昭和54年4月2日）</b>			
	6町	北秋田郡 山本郡 仙北郡	比内町、田代町 藤里町 田沢湖町、協和町、千畑町
計	24市町村		



### （3）市町村合併後における特別豪雪地帯の指定状況

鹿角市	（ただし昭和47年4月1日合併前の旧・八幡平村）		
大館市	（ただし平成17年6月20日合併前の北秋田郡 旧・比内町、田代町）		
北秋田市	（ただし平成17年3月22日合併前の北秋田郡 旧・森吉町、阿仁町）		
由利本荘市	（ただし平成17年3月22日合併前の由利郡 旧・矢島町、鳥海町、東由利町）		
大仙市	（ただし平成17年3月22日合併前の仙北郡 旧・協和町）		
仙北市	（ただし平成17年9月20日合併前の仙北郡 旧・田沢湖町、西木村）		
横手市	（ただし平成17年10月1日合併前の平鹿郡 旧・増田町、大森町、雄物川町、山内村）		
湯沢市			
山本郡	藤里町		
北秋田郡	上小阿仁村		
仙北郡	美郷町	（ただし平成16年11月1日合併前の旧・千畑町）	
雄勝郡	羽後町、東成瀬村		
豪雪地帯	25	（ 13市 9町 3村 ）	
特別豪雪地帯	13	（ 8市 3町 2村 ）	

(4) 全国との比較



区分	秋 田 県			全 国		
	県 計	豪 雪 地 帯		全国計	豪 雪 地 帯	
		(対全県比)	うち特別豪雪地帯 (対全県比)		(対全国比)	うち特別豪雪地帯 (対全国比)
人口 (千人)	1,023	1,023 (100%)	167 (16.3%)	127,095	19,012 (15.0%)	3,007 (2.4%)
面積 (km <sup>2</sup> )	11,637	11,637 (100%)	5,571 (47.9%)	377,972	191,989 (50.8%)	74,898 (19.8%)
市町村数	25	25 (100%)	13 (52.0%)	1,719	532 (30.9%)	201 (11.7%)

注) 特別豪雪地帯市町村に係る人口・面積については、合併以前に特別豪雪地帯として指定されていた旧市町村区域に係る人口・面積を計上。

資料(人口・市町村数): 「平成27年国勢調査(平成27年10月1日時点)」(総務省統計局)

資料(面積): 「全国都道府県市区町村別面積調(平成26年10月1日時点)」(国土交通省国土地理院)

### 3 県内主要地域における最深積雪深

(単位：cm)

観測所	平年値	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	観測所	平年値	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
秋 田	38	24 (12/27)	29 (2/10)	34 (2/24)	大正寺	79	59 (2/3)	58 (2/28)	101 (2/25)
能 代	43	32 (1/11)	21 (1/20)	19 (2/24)	本 荘	46	35 (12/15)	25 (2/17)	33 (2/8)
鷹 巣	75	88 (1/12)	41 (2/17)	78 (2/19)	横 手	111	130 (2/10)	102 (2/11)	177 (2/13)
鹿 角	65	130 (2/10)	45 (3/3)	86 (2/24)	矢 島	105	106 (2/10)	91 (2/4)	124 (2/13)
五城目	52	78 (2/10)	18 (2/27)	38 (2/24)	湯 沢	93	97 (2/10)	95 (1/22)	159 (2/13)
阿仁合	118	186 (2/15)	70 (1/25)	138 (2/21)	湯の岱	133	191 (2/15)	138 (1/23)	180 (2/19)
角 館	100	127 (2/15)	72 (3/3)	143 (2/19)					

注1) 各年の期間は前年 11 月から当該年 4 月までである。

各欄の ( ) 内の数字は、最深積雪深を記録した日付である。

注2) 平年値は、昭和 56 年から平成 22 年までの、30 年間の最深積雪深の平均である。なお、大正寺については、昭和 63 年を除く 29 年間の最深積雪深の平均である。

資料：「気象統計情報」（国土交通省気象庁）

#### 4 県内の雪による人的被害者数等の推移

	雪による人的被害者数 (人)				最深積雪深 注2:横手) (cm)
	死亡	重傷	軽傷	計	
昭和53年(52年度)	2	2	6	10	146
昭和54年(53年度)	0	1	0	1	55
昭和55年(54年度)	4	13	7	24	157
昭和56年(55年度)	2	8	2	12	140
昭和57年(56年度)	0	0	0	0	135
昭和58年(57年度)	2	0	0	2	89
昭和59年(58年度)	2	37	24	63	158
昭和60年(59年度)	2	23	23	48	115
昭和61年(60年度)	6	32	29	67	176
昭和62年(61年度)	0	5	0	5	66
昭和63年(62年度)	8	20	12	40	136
平成元年(63年度)	0	1	0	1	36
平成 2年(元年度)	1	6	2	9	116
平成 3年(2年度)	3	14	9	26	115
平成 4年(3年度)	3	8	5	16	50
平成 5年(4年度)	3	7	1	11	66
平成 6年(5年度)	4	13	2	19	107
平成 7年(6年度)	1	7	1	9	114
平成 8年(7年度)	5	19	9	33	135
平成 9年(8年度)	2	4	4	10	91
平成10年(9年度)	4	18	14	36	113
平成11年(10年度)	4	17	32	53	136
平成12年(11年度)	5	25	15	45	134
平成13年(12年度)	2	30	22	54	120
平成14年(13年度)	6	37	23	66	126
平成15年(14年度)	5	17	25	47	117
平成16年(15年度)	2	22	24	48	97
平成17年(16年度)	9	41	79	129	154
平成18年(17年度)	24	73	156	253	151
平成19年(18年度)	0	10	6	16	35
平成20年(19年度)	7	31	54	92	126
平成21年(20年度)	4	16	19	39	73
平成22年(21年度)	7	43	34	84	110
平成23年(22年度)	21	100	134	255	192
平成24年(23年度)	14	101	93	208	147
平成25年(24年度)	19	94	121	234	175
平成26年(25年度)	17	70	74	161	179
平成27年(26年度)	11	57	26	94	130
平成28年(27年度)	3	34	32	69	102
平成29年(28年度)	5	48	49	102	96
平成30年(29年度)	7	104	62	173	177

注1) 各年の期間は前年11月から当該年6月までである。

注2) 最深積雪深は、横手観測所における観測値である。

資料(雪による人的被害者数): 秋田県総合防災課

資料(最深積雪深(昭和53年から昭和54年まで)): 国土交通省秋田地方気象台

資料(最深積雪深(昭和55年から平成29年まで)): 「気象統計情報」(国土交通省気象庁)

## 5 豪雪地帯対策特別措置法

〔 昭和 37 年 4 月 5 日 〕  
〔 法 律 第 73 号 〕

最終改正：平成 24 年 3 月 31 日  
法律第 8 号（豪雪地帯対策  
特別措置法の一部を改正す  
る法律）

〔 注1. 法律は恒久法（議員立法） 〕

〔 注2. 法律第 14 条（市町村道の道県代行）、第 15 条（公立小中学校の施設に関する補助率かさ上げ）は平成 33 年度（平成 34 年 3 月 31 日）まで。 〕

（目的）

第 1 条 この法律は、積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的とする。

（豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定）

第 2 条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前条に規定する地域について、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、国土審議会の議決を経て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従って、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。

3 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、豪雪地帯又は特別豪雪地帯の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

（豪雪地帯対策基本計画の樹立）

第 3 条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策（以下「豪雪地帯対策」という。）の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画（以下「基本計画」という。）を決定しなければならない。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。

3 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示するとともに、関係道府県知事に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、基本計画を変更しようとする場合について準用する。

(基本計画の内容)

第4条 基本計画には、次に掲げる事項について、それぞれその基本的なものを定めるものとする。

一 積雪期における交通及び通信を確保するために必要な道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

二 農業及び林業に係る雪害の防除その他農業及び林業の生産条件の整備に関する事項

三 豪雪地帯の特殊事情に即応する教育施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備に関する事項

四 雪害を防除するために必要な国土保全施設の整備に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯対策に関する重要事項で政令で定めるもの

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本計画を定めるに当たっては、特別豪雪地帯につき、住民の生活水準の維持改善に関し必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

(国土審議会の調査審議等)

第5条 国土審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

一 豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定に関する事項

二 基本計画の作成及びその実施の推進に関する事項

三 豪雪地帯に適応する産業の振興に関する事項

四 豪雪地帯における住民の生活文化水準の向上に関する事項

五 雪害及びその対策に関する試験研究の促進に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯に関する重要事項

2 国土審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の諮問に答申し、かつ、必要に応じ、国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれらの大臣以外の関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(道府県豪雪地帯対策基本計画)

第6条 地域の特性に応じた豪雪地帯対策を推進するため、豪雪地帯に係る道府県の知事は、関係市町村長の意見を聴いて、道府県豪雪地帯対策基本計画（以下「道府県計画」という。）を定めることができる。

2 道府県計画には、道府県が豪雪地帯対策を推進するために必要な次に掲げる事項を定めるものとする。

一 交通及び通信の確保に関する事項

二 農林業、商工業その他の産業の振興に関する事項

三 生活環境施設の整備に関する事項

四 国土保全施設の整備に関する事項

五 雪害の防除等に関する調査研究及び降積雪に係る情報の収集等の体制の整備に関

する事項

六 除排雪についての住民の協力体制の整備及び地域の特性を生かした地域間交流の促進等に関する事項

- 3 前項各号に掲げるもののほか、道府県計画には、豪雪地帯の振興の基本的方針に関する事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 道府県計画は、基本計画に適合するとともに、地域における創意工夫を生かしつつ、その活性化に資するよう定めるものとする。
- 5 道府県知事は、道府県計画を定めたときは、速やかに、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣にこれを提出しなければならない。
- 6 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の規定により道府県計画の提出があつた場合においては、速やかに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 7 第一項及び前三項の規定は、道府県計画の変更について準用する。
- 8 政府は、豪雪地帯において施策を講ずるに当たっては、道府県計画を尊重するものとする。

(住民の責務)

第7条 住民は、国及び地方公共団体が実施する豪雪地帯対策の推進に協力するよう努めるものとする。

第8条 削除

(事業の実施)

第9条 基本計画及び道府県計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(事業計画の作成及び調整)

第10条 関係行政機関の長は、毎年度、基本計画の実施についてその所掌する事項に関し事業計画を作成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

(財政上の措置)

第11条 国は、財政の許す範囲内において、基本計画の実施を促進するよう努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第11条の2 地方公共団体が基本計画及び道府県計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第11条の3 国は、基本計画及び道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

(関係機関等の協力)

第12条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画及び道府県計画の円滑な実施が促進されるように協力しなければならない。

(助言及び調査)

第12条の2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、道府県計画の実施に関し必要があると認める場合においては、関係地方公共団体に対し助言し、又は関係地方公共団体について調査を行うことができる。

(工事の早期着手等についての配慮)

第13条 国及び地方公共団体は、豪雪地帯の特殊事情にかんがみ、早期に工事に着手することができるようにする等基本計画及び道府県計画に基づく事業の効率的な実施について特別の配慮をするものとする。

(克雪住宅の普及促進)

第13条の2 国及び地方公共団体は、克雪住宅(融雪等の措置が講じられた住宅をいう。)の普及が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(除排雪の体制の整備)

第13条の3 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において人口の減少、高齢化の進展等により除排雪の担い手が不足していることに鑑み、除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、建設業者の組織する団体その他の営利を目的としない団体等との連携協力体制の整備その他の地域における除排雪の体制の整備を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(空家に係る除排雪等の管理の確保)

第13条の4 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、積雪による空家(建築物又は工作物であつて、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。以下同じ。)の倒壊による危害の発生を防止するため、空家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(快適で魅力ある地域社会の形成)

第13条の5 国は、豪雪地帯における快適で魅力ある地域社会の形成に資するため、積雪期における住民の健康増進及び交流のためのレクリエーション施設等の整備、農業水利施設の融雪のための利用の促進等が円滑に図られるよう適切な配慮をするものとする。

(豪雪地帯に適した産業の育成等)

第13条の6 国及び地方公共団体は、豪雪地帯に適した産業の育成を図り、雪を資源として活用するための利雪に関する試験研究の体制の整備及び研究開発の成果の普及を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(雪冷熱エネルギーの活用促進)

第13条の7 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備その他の取組が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(総合的な雪情報システムの構築)

第13条の8 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における住民の生活その他豪雪地帯における諸活動の安全性及び利便性の向上等に資するため、雪に関連する多様な情報を適

切かつ迅速に提供する総合的な情報システムの構築が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例)

第14条 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の改築については、昭和47年4月1日から平成34年3月31日までの間に限り、道路法（昭和27年法律第180号）の規定にかかわらず、基本計画に基づいて、道府県が行うことができる。

2 道府県は、前項の規定により市町村道の改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法第18第1項に規定する道路管理者をいう。）に代わってその権限を行なうものとする。この場合において、道府県が代わって行なう権限のうち政令で定めるものは、当該道府県を統轄する道府県知事が行なう。

3 第1項の規定により道府県が行なう基幹道路の改築に係る事業（以下「基幹道路整備事業」という。）に要する経費については、当該道府県が負担する。

4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を道府県道とみなす。

5 第3項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号。以下「負担特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常国の負担割合と異なるものを除く。）を同条第2項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

6 北海道の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常国の負担割合と異なるものについては、第3項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する道府県が負担特例法第2条第1項に規定する適用団体である場合においては、国は、第1号に掲げる国の負担割合が第2号に掲げる国の負担割合をこえるものにあつては、第1号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第1号に掲げる国の負担割合が第2号に掲げる国の負担割合をこえないものにあつては、第2号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常国の負担割合を北海道の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第3条第1項及び第2項の規定により算定した国の負担割合

二 北海道の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特

例等)

第15条 地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）又は改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費についての国の負担割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、昭和47年度から平成4年度までの各年度にあつては3分の2（昭和60年度にあつては10分の6、昭和61年度から平成4年度までの各年度にあつては10分の5.5）とし、平成5年度から平成33年度までの各年度にあつては10分の5.5とする。ただし、他の法令の規定により当該割合を超える国の負担割合が定められている場合には、この限りでない。

- 一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の分校の校舎及び屋内運動場（へき地学校（へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校をいう。）にあつては当該学校に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を含む。）の新築若しくは増築又はこれらの施設で構造上危険な状態にあるものの改築
  - 二 積雪による通学の困難を緩和するための公立の中等教育学校の前期課程の寄宿舎の新築若しくは増築又は公立の小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程の寄宿舎で構造上危険な状態にあるものの改築
- 2 国は、前項各号に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について同項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。
- 3 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第12条第1項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第2項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第11条第1項に規定する「改築等事業」をいう。）として、基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築又は建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に係る事業がある場合においては、平成18年度から平成33年度までの各年度において、当該事業に要する経費の10分の5.5を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。
- 一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の寄宿舎の新築又は増築
  - 二 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員又は職員の積雪による通勤の困難を緩和するための住宅の建築
- （国の負担割合の特例）

第16条 前2条に定めるもののほか、基本計画に基づく事業の実施の促進上特に必要があるときは、当該事業に要する経費に係る国の負担割合について、別に法律で定めるところにより、特例を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 45 年 12 月 26 日法律第 144 号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 46 年 6 月 7 日法律第 104 号）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 14 条及び第 15 条の規定は、昭和 47 年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和 46 年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （昭和 49 年 6 月 26 日法律第 98 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 53 年 5 月 23 日法律第 55 号） 抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第 49 条中精神衛生法第 16 条の 3 第 3 項及び第 4 項の改正規定並びに第 59 条中森林法第 70 条の改正規定 公布の日から起算して 6 月を経過した日
  - 二 第 1 条（台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。）及び第 6 条から第 9 条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第 7 条第 1 項の改正規定並びに第 11 条、第 12 条及び第 14 条から第 32 条までの規定 昭和 54 年 3 月 31 日までの間において政令で定める日

附 則 （昭和 57 年 3 月 31 日法律第 24 号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 60 年 5 月 18 日法律第 37 号） 抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 61 年 5 月 8 日法律第 46 号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律（第 11 条、第 12 条及び第 34 条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和 61 年度から昭和 63 年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和 61 年度及び昭和 62 年度の特例に係る規定は、昭和 61 年度から昭和 63 年度までの各年度（昭和 61 年度及び昭和 62 年度の特例に係るものにあつては、昭和 61 年度及び昭和 62 年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担の（当該国の負担に係る都道府県又は市

町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和60年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和61年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和60年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和61年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和61年度から昭和63年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和64年度(昭和61年度及び昭和62年度の特例に係るものにあつては、昭和63年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和61年度から昭和63年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和64年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和61年度から昭和63年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和64年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和60年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和61年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和60年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和61年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和60年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和61年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成元年4月10日法律第22号) 抄  
(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律(第11条、第12条及び第34条の規定を除く。)による改正後の法律の平成元年度及び平成2年度の特例に係る規定並びに平成元年度の特例に係る規定は、平成元年度及び平成2年度(平成元年度の特例に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。)又は補助(昭和63年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和63年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに平成元年度及び平成2年度における事務又は事業の実施により平成3年度(平成元年度の特例に係るものにあつては、平成2年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担、平成元年度及び平成2年度の国庫債務負担行為に基づき平成3年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成2年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成3年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和63年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担、昭和63年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和63年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成3年3月30日法律第一五号)

- 1 この法律は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この法律（第11条及び第19条の規定を除く。）による改正後の法律の平成3年度及び平成4年度の特例に係る規定並びに平成3年度の特例に係る規定は、平成3年度及び平成4年度（平成3年度の特例に係るものにあつては平成3年度とする。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成2年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成3年度以降の年度の支出される国の負担及び平成2年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成3年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成3年度及び平成4年度における事務又は事業の実施により平成5年度（平成3年度の特例に係るものにあつては平成4年度とする。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担、平成3年度及び平成4年度の国庫債務負担行為に基づき平成5年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成3年度及び平成4年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成5年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成2年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成3年度以降の年度に支出される国の負担、平成2年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成3年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成2年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成3年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成4年3月31日法律第13号）  
（施行期日等）

- 1 この法律は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この法律による改正後の豪雪地帯対策特別措置法第15条第1項及び第2項の規定中平成4年度の特例に係る部分は、平成4年度の予算に係る国の負担又は補助（平成3年度以前の年度における事業の実施により平成4年度以降の年度に支出される国の負担及び平成3年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成4年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成4年度における事業の実施により平成5年度以降の年度に支出される国の負担、平成4年度の国庫債務負担行為に基づき平成5年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び平成4年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成5年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成3年度以前の年度における事業の実施により平成4年度以降の年度に支出される国の負担、平成3年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成4年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成3年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成4年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成5年3月31日法律第八号） 抄  
（施行期日等）

- 1 この法律は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この法律（第 11 条及び第 20 条の規定を除く。）による改正後の法律の規定は、平成 5 年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成 4 年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成 5 年度以降の年度に支出される国の負担及び平成 4 年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成 5 年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成 4 年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成 5 年度以降の年度に支出される国の負担、平成 4 年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成 5 年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成 4 年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成 5 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成 10 年 6 月 12 日法律第 101 号） 抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第 3 条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 （平成 14 年 2 月 8 日法律第 1 号） 抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 14 年 3 月 31 日法律第 12 号） 抄  
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 18 年 3 月 31 日法律第 18 号） 抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改正等に伴う経過措置）

第 3 条 第 3 条から第 14 条まで及び附則第 5 条から第 7 条までの規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、平成 18 年度以降の年度の予算に係る国の負担若しくは補助（平成 17 年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成 18 年度以降の年度に支出される国の負担又は補助（第 15 条第 1 号の規定による廃止前の公立養護学校整備特別措置法第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項並びに附則第 4 項並びに第 15 条第 2 号の規定による廃止前の公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく国の負担又は補助を含む。以下この条において同じ。）及び平成 17 年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成 18 年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成 17 年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成 18 年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成 17 年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成 18 年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成 17 年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成 18 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

- 一 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- 二 産業教育振興法
- 三 学校給食法
- 四 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律
- 五 スポーツ振興法
- 六 へき地教育振興法
- 七 離島振興法
- 八 豪雪地帯対策特別措置法

- 九 過疎地域自立促進特別措置法
- 十 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律
- 十一 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 十二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法
- 十三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）
- 十四 水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）
- 十五 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）

附 則 （平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第81条 この法律（附則第 1 条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第82条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成 24 年 3 月 31 日法律第 8 号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

## 6 豪雪地帯における主な配慮措置

区分	事業名	一般地域	豪雪地帯	特別豪雪地帯	根拠	所管
特別措置	基幹的市町村道改築の 道県代行事業			道県代行事業 補助率 内地 5.5/10 北海道 6/10	豪雪地帯対策特別措置法第14条	国土交通省
	小中学校等の分校の校舎及び 屋内運動場の新增築	負担率 1/2		負担率 5.5/10	豪雪地帯対策特別措置法第15条	文部科学省
	小中学校等の分校の校舎、屋内 運動場及び寄宿舎の危険改築	算定割合 1/3		算定割合 5.5/10		
	小中学校等の寄宿舎及び分校 のへき地集会室の新增築及び 教職員宿舎の建築	算定割合 1/2		算定割合 5.5/10		
	小中学校の分校のへき地集会 室の危険改築	—		算定割合 5.5/10		
補助率等の 高上げ等	小中学校等の本校の校舎及び 屋内運動場の危険改築	算定割合 1/3		算定割合 5.5/10	予算措置	
	小中学校等の校舎、屋内運動場 寄宿舎、およびへき地集会室の 不適合改築					
	浄化槽設置整備事業		補助基準額のかさ上げ		予算措置	環境省
	浄化槽市町村整備推進事業		補助基準額のかさ上げ			
	農山漁村振興交付金のうち農 山漁村活性化整備対策(基盤整 備等の一部事業)	交付率 1/2		交付率 5.5/10	予算措置	農林水産省
	農業農村整 備事業	農業競争力強化 基盤整備事業等 の一部事業	補助率 50/100		補助率 55/100	
防災ダム事業		受益面積 100ha以上		受益面積 70ha以上		
採択の緩和等	小中学校建物新增改築事業	(補助基準面積の寒冷地における引き上げ)				文部科学省

区分	事業名		一般地域	豪雪地帯	特別豪雪地帯	根拠	所管		
豪雪地帯等に限り行われる事業	医療用雪上車の整備補助	患者輸送用雪上車			補助率 1/2	予算措置	厚生労働省		
		医師往診用小型雪上車		補助率 1/2					
		巡回診療用雪上車			補助率 1/2				
		民間社会福祉施設の除雪費補助				補助率 1/2 (保護施設は3/4)			
		通年雇用助成金 トライアル雇用助成金 季節労働者通年雇用促進等事業		(積雪寒冷地において建設業等に従事する労働者等の雇用の安定化を図るための制度)			雇用保険法		
		雪寒地域道路事業		(雪寒地域における道路交通の確保を図る)			雪寒法 (注)		
				除雪	防雪	凍雪害防止			除雪機械整備
	直轄	内地 北海道	10/10	10/10		10/10			
	補助	内地 北海道	2/3	6/10		2/3			
	街路事業	スノーピア道路事業			流雪溝等の整備にあわせて積雪等に配慮した街路整備を行う		予算措置		
治水事業	消流雪用水導入事業			中小河川へ消流雪用水導入		予算措置	国土交通省		
	雪対策ダム事業			消流雪用水の確保					
	雪対策砂防モデル事業			流雪機能をもった低水路等の砂防施設整備等		砂防法			
下水道事業	新世代下水道支援事業制度の一部		融流雪のための下水道施設整備						
	雪崩対策事業			集落保護を目的とする雪崩防止工事		予算措置			
	雪に強い公園づくり			冬期に利用できるレクリエーション施設の整備		都市公園法			

注) 雪寒法：積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法

区分	制度名等	一般地域	豪雪地帯	特別豪雪地帯	根拠	所管
税制	所得税における豪雪等災害に係る雑損控除	(豪雪の場合の屋根雪処理等、災害に直接関連して支出された金額に対する所得控除)			所得税法	財務省
	固定資産の評価における積雪寒冷補正	(積雪寒冷地の木造家屋及び非木造家屋における積雪寒冷補正率の適用)			地方税法	総務省
	個人住民税の豪雪等災害に係る雑損控除	(豪雪の場合の屋根雪処理等、災害に直接関連して支出された金額に対する個人住民税控除)				
	自動車税の税率の特例	(積雪地域における標準税率の特例)				
	高床式住宅についての各種住宅税制の適用に係る床面積の算定方法について			優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例	租税特別措置法	国土交通省
金融など	地域産業の振興を通じ、地域経済の活性化及び雇用の促進を図るための融資制度			企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進資金）による低利の設備資金貸付及び長期運転資金貸付		日本政策金融公庫（中小）（注）
	公営住宅整備事業における標準工事費の加算	(多雪寒冷地区（特別豪雪地帯を含む）における雪害防除工事)				国土交通省
	高床式住宅についての建築基準法上の特例			特別豪雪地帯等において当該高床の床下部分を除く		
	公営住宅の譲渡に係る制限の緩和		豪雪地帯における公営住宅の譲渡に係る制限の緩和			
地方交付税	地方交付税算定における寒冷補正（積雪度）	(積雪の差による地域区分に応じ、道路、建物等の除雪関係経費等の増加経費を割増算入)			地方交付税法	総務省
地方債	一般補助施設整備等事業		豪雪対策事業			
	防災対策事業	自然災害防止事業				

注) 中小：中小企業事業本部

## 7 豪雪時等における災害対策

### (1) 都道府県災害対策本部の設置（災害対策基本法第23条第1項）

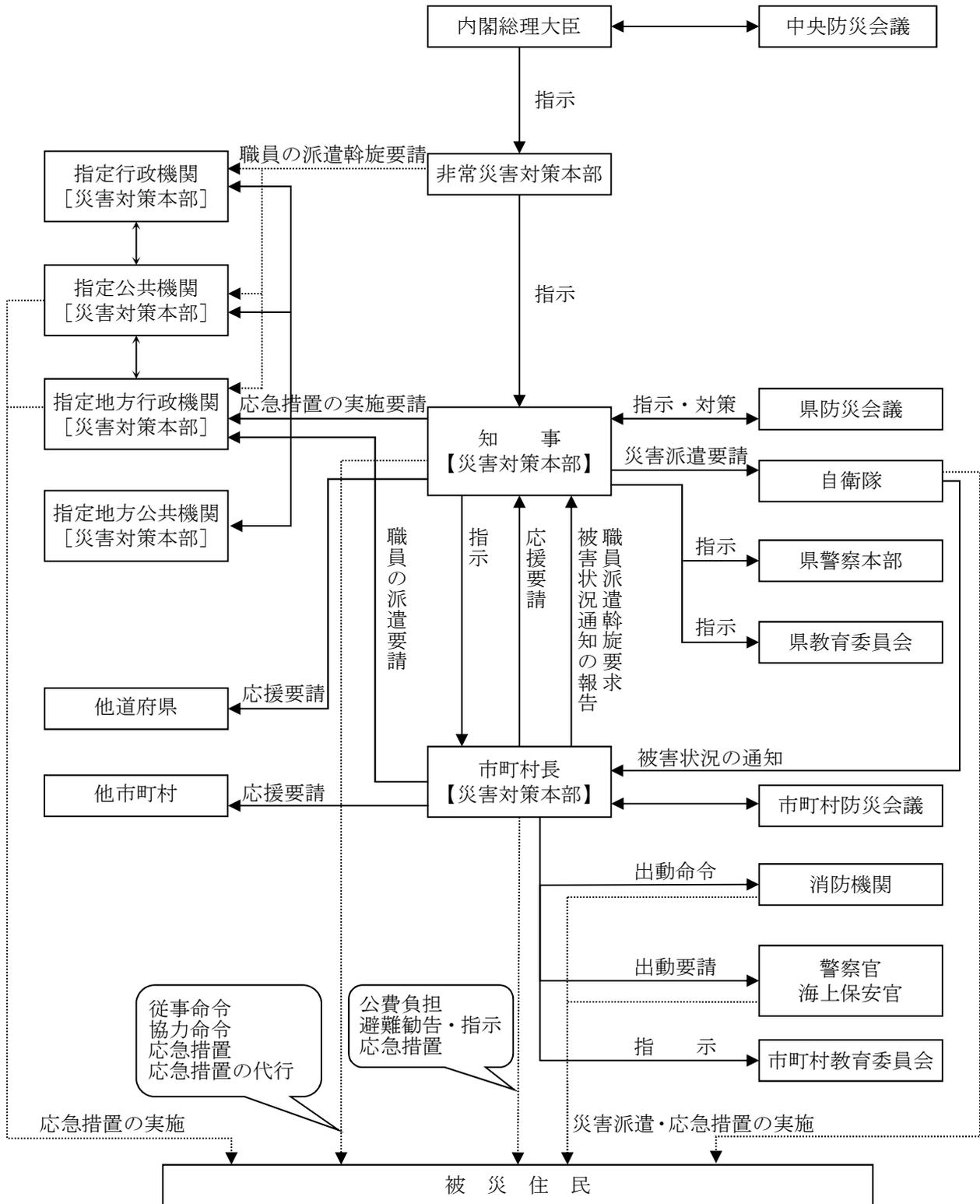
都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

### (2) 秋田県災害対策本部の設置基準等

設置権者	知 事		
設置基準	<p>[自動設置]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内で震度6弱以上の地震を観測した場合</li> <li>2 県沿岸に大津波警報が発表された場合</li> <li>3 県内に大雨、暴風、高潮、暴風雪及び大雪に関する特別警報が発表された場合</li> <li>4 噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル4以上となった場合（噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む）</li> <li>5 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した場合</li> </ol> <p>[自動設置以外]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民の生命・身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、知事が必要と認めた場合</li> </ol>		
主要業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集</li> <li>2 災害予防及び災害応急対策の実施方針の作成及び実施</li> <li>3 防災関係機関等との連絡調整</li> </ol>		
本部構成員	本 部 長	知 事	
	副 本 部 長	副知事、危機管理監、副危機管理監	
	本 部 員	各部局長 教育長 警察本部長	
	事 務 局 員	第3動員のうちから指定されている者 ※必要に応じて県との連絡調整等を行う防災関係機関の職員の派遣を求めることができる	
電話・FAX	一 般 公 衆	TEL 018-860-4500（代表）	FAX 018-860-4521
	衛 星	TEL 100-580	FAX 100-590

※災害対策本部のほかに、災害の状況等に応じて、災害対策部、災害警戒部等を設置する。

(3) 防災活動体制



## 8 秋田県豪雪地帯対策外部委員会設置要領

(目的)

第1 秋田県豪雪地帯対策基本計画（以下「基本計画」という。）及び秋田県豪雪地帯対策アクションプログラム（以下「プログラム」という。）の策定並びにプログラムの点検等において、外部の有識者から意見を聴取するため、「秋田県豪雪地帯対策外部委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(委員会の所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 基本計画及びプログラムの策定に関すること。
- (2) プログラムの点検に関すること。
- (3) プログラムの見直しに関すること。
- (4) その他の事項に関すること。

(構成)

第3 委員会は外部委員（以下「委員」という。）5名以内で構成する。

2 委員会の委員は別表のとおりとし、必要な場合は委員会の決議により追加、変更できるものとする。

(座長)

第4 委員会に座長を置く。

2 座長は委員の互選により選出する。

(委員会の設置期間)

第5 委員会の設置期間は、平成31年3月31日までとし、必要に応じて延長することができる。

(事務)

第6 委員会の事務は、生活環境部県民生活課において行う。

(その他)

第7 この要領に定めのない事項については、委員会において協議して定める。

附則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。  
この要領は、平成27年6月12日から施行する。  
この要領は、平成28年5月26日から施行する。  
この要領は、平成29年5月29日から施行する。  
この要領は、平成30年4月25日から施行する。

【別 表】

<委員>

No.	氏 名	役 職 名
1	根 知 宏	秋田県建設技能組合連合会 事務局長
2	照井 郁人	一般社団法人 秋田県建築士会 横手建築士会 会長
3	村田 和行	社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会 地域福祉課 主任
4	本 谷 研	国立大学法人 秋田大学 教育文化学部 准教授
5	渡辺 千明	公立大学法人 秋田県立大学 木材高度加工研究所 准教授



発 行

秋 田 県 生 活 環 境 部 県 民 生 活 課

TEL 0 1 8 - 8 6 0 - 1 5 2 2

FAX 0 1 8 - 8 6 0 - 3 8 9 1

E-mail [kenminseikatu@pref.akita.lg.jp](mailto:kenminseikatu@pref.akita.lg.jp)